

保護者と教師の会規約

昭和	22.	5.	5	制定
	27.	4.	26	改正
	28.	4.	3	//
	33.	4.	30	//
	43.	4.	27	//
平成	12.	11.	4	// (名称変更)
	16.	4.	1	//
	17.	4.	1	//
	30.	5.	6	//
令和	3.	5.	16	//

第1章 総則

第1条 本会は保護者と教師の会と称し、事務局を東京学芸大学附属小金井中学校（以下、小金井中学校と略称する）に置く。

第2条 本会は学校と家庭が協力し小金井中学校の教育の推進を図ることを目的とする。

第2章 事業

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行うことができる。

- 1 講演会、研究会、懇談会等
- 2 本会運営費捻出のための事業
- 3 その他必要と認めた事業

第4条 本会の事業は委員会の決議により小金井中学校長の承認を経て行う。

第3章 会員

第5条 本会は小金井中学校生徒の保護者及び教員をもって組織する。

第4章 会合

第6条 本会の会合は次の6種とする。

- 1 総会 2 委員会 3 専門委員会 4 学年会 5 学級会 6 役員会
- 2 2の委員会の下に次の専門委員会を置く。
 - 1 厚生委員会 2 広報委員会

3 専門委員は1・2年の各学級から以下の人数を選出し、任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

厚生委員 1名 広報委員 1名

第7条 総会は毎年年度始めに開いて次の事項を行う。

- 1 会務報告 2 議事 3 役員選出

但し、会長が必要と認めた時又は委員会の要請があった時は臨時総会を開くことができる。

第8条 役員会は必要に応じて本会の事業の企画及び予算、その他重要な会務を協議し、委員会に提案する。

第9条 学年会は年2回以上、学級会は每学期1回以上、専門委員会は必要に応じて開催する。

第10条 各会議の決議は出席者の過半数による。可否同数の場合は会長がこれを決定する。

第11条 総会、委員会の決議は会議録に記載し保存する。

第5章 役員・委員及び顧問等

第12条 本会に次の役員、委員及び顧問を置く。役員及び委員の任期は1年とする。但

し、再任は妨げない。任期途中で就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

- 1 役員 会長 1名 副会長 2名 庶務・会計 5名 監事 2名
- 2 委員 39名
- 3 顧問 3名

第13条 本会の役員は、会員の中から役員選衡委員会での推薦を経て総会で選出する。選衡委員会は、年度始めの総会以前に役員候補者を選衡し、総会へ推薦する。また、その任務を終了した時は解散する。選衡委員会の構成は次のとおりとする。

- 1 学校長
- 2 現役員（学校側3名、保護者側7名）
- 3 学級代表委員（各学級ごと1名）
- 4 学年代表教員（各学年ごと1名）

第14条 会長、副会長、庶務・会計及び監事は総会で選出する。

- 2 委員は学級ごとに保護者全員の互選による3名及び教員3名（副校長・庶務係）とする。1・2年の各学級3名の委員のうち、2名は第6条の専門委員となり、1名は学級代表委員となる。

- 3 顧問には学長、附属学校運営参事を推す。

第15条 本会に名誉会員を置く。名誉会員は本会の功労者を会長が委員会に諮って決定する。

第16条 会長は本会を代表し会務を総理し、かつ役員会、委員会及び総会の座長となる。

- 2 副会長は会長を補佐する。会長不在時は、会長の代行をすることができる。
- 3 会計は本会の会計を処理する
- 4 監事は本会事業並びに会計を監査する。
- 5 顧問及び名誉会員は会運営の相談に応ずる。
- 6 委員（会）、専門委員は次の事業を審議する。
 - 1 事業の立案並びに執行
 - 2 会議に関する事項
 - 3 入会金及び会費に関する事項
 - 4 予算に関する事項
 - 5 収支決算に関する事項
 - 6 その他必要と認めた事項

第6章 会計

第17条 本会の経費は会員の入会金、会費並びに本会の催す諸事業の収入による。

入会金及び会費の金額は委員会において決定する。入会金及び会費は生徒1名毎に規定額を納める者とする。

第18条 会長は会員の事情において会費を減免する事ができる。

第19条 会員が本会を退会する場合一旦納入した会費はこれを返却しない。

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第21条 本会の予算は委員会において審議し、総会の承認を求める。

第22条 本会の決算は委員会において審議し、監事の監査を経て総会に報告する。

第7章 付則

第23条 本会の規約を変更する場合は会員の3分の1以上出席した総会の決議を必要とする。

- 2 本会の規約執行に関しては委員会が別に細則を定めることができる。
- 3 本会は必要に応じて、教育後援会「若竹会」と連絡をとりながら運営する。
- 4 本規約は平成13年4月1日より施行する。
- 5 本規約は平成16年4月1日より施行する。
- 6 本規約は平成17年4月1日より施行する。
- 7 本規約は平成30年5月6日より施行する。
- 8 本規約は令和3年5月16日より施行する。